

新居浜市物品売買等指名停止措置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新居浜市が発注する物品売買等（以下「市物品売買等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、有資格業者に対する指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）物品売買等 物品の売買及び修繕並びに役務の提供をいう。
- （2）有資格業者 新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第18条において準用する同規則第3条の規定により指名競争入札に参加する資格を有すると認めた者をいう。
- （3）指名停止 一定の期間指名の対象外とする措置をいう。

（指名停止）

第3条 市長又は契約に関する事務を委任された副市長（以下「契約担当者」という。）は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行った有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

（下請負人に関する指名停止）

第4条 契約担当者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（指名停止期間の特例）

第5条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指

名停止の期間の短期及び長期とする。

2 別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間の短期は、これらの表に規定する期間の短期の2倍（次の各号の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1）別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当して指名停止を受けた有資格業者が、当該指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（当該指名停止期間中を含む。）に別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2）別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当して指名停止を受けた有資格業者が、当該指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったときの当該指名停止の期間は、既に措置されている指名停止の残期間に当該措置要件に定める期間を加算した期間とする。

7 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止の通知）

第6条 契約担当者は、第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により

指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市物品売買等に関するもの又は別表第2第10号及び第15号から第18号までのいずれかに該当するものであるときは、必要に応じ当該有資格業者から改善処置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としない。

ただし、やむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市物品売買等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は契約保証人となることを承認しない。ただし、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 契約担当者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告若しくは注意の喚起を行うことができる。

（指名停止措置の継承）

第10条 第3条第1項又は第4条第1項の規定による指名停止の期間中の有資格業者から、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者は、当該指名停止期間中の有資格業者の指名停止の措置を引き継ぐものとする。

（指名停止措置の公表）

第11条 契約担当者は、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者の商号又は名称、期間及び理由を公表するものとする。指名停止の期間中に指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときも同様とする。

- 2 前項の規定による公表は、契約担当課において関係書類を閲覧に供する方法その他契約担当者が必要と認める方法により行うものとする。

（指名停止に該当する旨の報告）

第12条 市物品売買等の契約の履行に当たり当該契約に係る給付の完了の確認を行う課の長（課に準じる組織の長を含む。以下「課所長」という。）は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、指名停止に該当する有資格業者発生通知書（別記様式）により、契約担当課長に通知するものとする。

(新居浜市建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止)

第 13 条 新居浜市建設工事指名停止措置要綱（平成 2 年制定）に基づき指名停止の措置を受けた有資格業者が、物品売買等の有資格業者である場合の物品売買等に係る指名停止の措置及び期間は、当該指名停止の措置及び期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(新居浜市建設工事指名停止措置要綱の一部改正)

2 新居浜市建設工事指名停止措置要綱（平成 2 年制定）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 29 から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
（虚偽記載） 1 市物品売買等に係る競争入札において、入札参加資格申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 1 2 月以内
（過失による粗雑履行） 2 市物品売買等の履行に当たり、過失により製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為があったと認められるとき（契約に定められた品質又は数量に関する不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 1 2 月以内
3 市以外が発注する物品売買等の履行に当たり、過失により製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした場合において、契約に定められた品質又は数量に関する不適合の程度が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
（契約違反） 4 2 に掲げる場合のほか、市物品売買等の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 1 2 月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 市物品売買等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 1 2 月以内
6 市以外が発注する物品売買等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
（安全管理措置の不適切により生じた関係者事故） 7 市物品売買等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 8 月以内

8 市以外が発注する物品売買等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
---	-------------------------

別表第2（第3条関係）

贈賄及び不正行為に基づく基準措置

措置要件	期間
（贈賄） 1 次に掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1）有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） （2）有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時物品売買等の契約を締結する事業所をいう。）を代表する者で、（1）に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） （3）有資格業者の使用人で、（2）に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 4月以上24月以内 3月以上18月以内 2月以上12月以内
2 次に掲げる者が市内の市以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1）代表役員等 （2）一般役員等 （3）使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上24月以内 2月以上18月以内 1月以上12月以内
3 次に掲げる者が市外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1）代表役員等 （2）一般役員等 （3）使用人	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上18月以内 2月以上12月以内 1月以上8月以内
（独占禁止法違反行為） 4 市物品売買等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3月以上24月以内

5 市内において、物品売買等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2月以上24月以内
6 市外において、物品売買等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上18月以内
（談合） 7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、市物品売買等に関し談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から 3月以上24月以内
8 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、市内における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った 日から 2月以上24月以内
9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、市外における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から 2月以上18月以内
（暴力団関係者等） 10 有資格業者である個人又は有資格業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	当該認定をした日から 12月以上24月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
11 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 12月以上24月以内
12 有資格業者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 12月以上18月以内
13 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は暴力団対策法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 8月以上18月以内
14 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。	当該認定をした日から 8月以上18月以内

1 5 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を提供する等暴力団等の維持運営に協力し、又は関与したと認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 1 8 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
1 6 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 1 2 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
1 7 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約、資材等の購入契約又は市から購入した物品の売買契約を締結する等暴力団等を不当に利用したと認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 1 2 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
1 8 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 1 2 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
1 9 第 1 0 号から前号までのいずれかに該当する場合を除くほか、有資格業者等が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 4 月以上 1 8 月以内
2 0 有資格業者等が、暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への届出を怠ったとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(不正又は不誠実な行為) 2 1 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 1 8 月以内

22 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上18月以内
---	---------------------------------

別記様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

契約担当課長 殿

（課所長）

指名停止に該当する有資格業者発生通知書

新居浜市物品売買等指名停止措置要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり通知します。

有 資 格 業 者	住所又は所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
物品売買等の契約の名称		
指名停止に該当する事由		